

# 関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

1997.1.10発行〈通巻第257号〉 200円

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ぼんらいビル602  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 労災保険の時効、  
2-プロモプロパン問題で局申し入れ…………… 2
- 兵庫県で指曲がり症公務災害追加申請…………… 6
- 講演録・市民に役立つ情報公開(上)  
岡本隆吉(知る権利ネットワーク関西)…………… 8
- (ニュース)前線から…………… 16

# 労災保険の時効と

## 2-ブロモプロパン問題で 大阪労基局に申し入れ

本誌前号でもお知らせしてきた「労災保険における時効の取り扱い」と「有害化学物質 2-ブロモプロパン問題」で大阪労働基準局に対して12月24日に申し入れを行った。

局では監督課を窓口として労働衛生課、労災管理課の担当者が対応した。時効問題については、この問題についての事務連絡がすでに本省から発せられていることは確認したものの、針灸訴訟の和解交渉の動向や全国的な状況については未だ把握できていないとのことであった。2-ブロモプロパン問題については、すでに何度か担当の労働衛生課と折衝をもっていたので問題のポイントはあさえられていたようであった。

局としての回答を求めるとともに善処を要請したが、今後、年明け以降に話し合いをもっていくことを約束した。

以下が申入書の全文である。

1996年12月24日

大阪労働基準局長 殿

関西労働者安全センター運営協議会  
議長 岡田 義雄  
事務局長 西野 方庸

申入書

日頃より労働者のいのちと健康を守るためご努力いただいていることに対し敬意を

表します。

さて、私たちは下記の点につき、労働者のいのちと健康、および被災労働者の権利に直接関わる問題であるとの観点から重大な関心をもっております。つきましては、各項目の通り申し入れますので、よろしくご検討いただき、真剣なるご回答をお願い申し上げます。

## 1. 労災保険法上の給付請求権の時効の取扱いについて

去る12月6日東京高裁において王子労基署長事件の和解が成立し、時効にかかる労災補償請求が支給されることが確定しました。また、同高裁で和解交渉が進行中である神奈川針灸訴訟においては、労働省側から裁判所に対して、原告の針灸治療費につき和解交渉上懸案となっていた時効にかかる部分の支払いに応じる旨の申し入れがあり、現在その方向で進んでいると伝えられています。さらに、同種の時効関連係争事案についても同様な取扱いがおこなわれつつあると聞きます。さてそこで、

- ① 上記の事案について具体的に時効経過分の支払いが行われつつあるということは事実でしょうか。事実とすれば同種事案について、全国で何件、どのような事案に関して時効経過部分の支払い措置がとられる予定でしょうか。また、大阪局管内については、何件、どのような事案について同様な措置がおこなわれる予定、あるいはおこなわれつつあるのでしょうか。
- ② 労働省として今回の事態にあわせて、時効の取扱いについての事務連絡を发出したと聞き及んでおります。具体的にその内容を明らかにしていただきたい。
- ③ 労災保険における針灸治療費の取扱いに関しては本年3月より変更になっております。しかし、裁判所によって違法である

と断罪されたいいわゆる375号通達によって、これまで請求権を事実上奪われてきた被災労働者は自費を投じて鍼灸治療を受け、あるいは治療を断念しこれまできました。そして、新たな取扱いが行われるようになったとはいえ、ゆえなく奪われた療養の権利について、時効経過部分については一切が救済されることなく今日に至っており、まことに理不尽といえます。この際、375号通達発出以降、この違法なる通達によって不支給とされ、あるいは労災保険への請求を断念させられた被災労働者に対し、上記、東京高裁での神奈川針灸訴訟等の和解動向と今回の時効の取扱いの変更方針をふまえ、この際、時効経過部分を含めた完全な被災労働者の権利救済を実行すべきと考えます。この点に関する貴職のご見解を明らかにしていただきたい。

## 2. 2-プロモプロパン問題における情報公開などについて

2-プロモプロパンの有害性が問題化し、昨年12月には労働省においても緊急の事務連絡を発し、この問題への対処が行われてきております。しかし、この件に関する私たちの問い合わせに対する担当部局の回答は、貴職ら労働省側の姿勢に極めて問題があることを明確に示しております。よって、あらためて以下の諸点につき申し入れますので改めて検討していただきたい。

- ① 2-プロモプロパンに関して労働省が把握するすべての情報を公開していただき

たい。すなわち、同物質の製造、同物質含有溶剤製造、流通、使用等の実態に関連して、業者名、製品名、使用事業場名はじめ、2-ブロモプロパン使用事業場に関する調査など昨年以降労働省がおこなわれていると考えられる調査内容等のすべてであります。現在、貴職ら労働省の担当部局は、労働者のいのちと健康に関する重大問題であるにもかかわらず、あるることか、溶剤メーカー名、製品名すら明らかにしようとしておられません。これらの情報はすでに秘密ではなく、労働者の問い合わせに応じその情報を提供することは通常なされるべき行政サービスに過ぎないのにもかかわらず、です。さらに、韓国であきらかになった被害状況に鑑みると、過去、国内の2-ブロモプロパン使用事業場で同様な被害が発生していることも予想され、それは退職者、離職者にも関連することであり、新たにしかも深刻な有害性が判明したという今回の事実には照らして、使用事業場名についても公開するべきであると考えます。

当方の情報公開要請に対して、貴職ら労働省の担当部局は、「企業名は出せない」「事務連絡上、「部内限」だから公開できない」との低次元な対応に終始しております。私たちはこのことについて、労働者のいのちと健康を守るべき労働行政の基本姿勢を疑わざるを得ないものと深刻に受け止めております。貴職にあっては対応を見直され、情報を全面公開されるようあらためて要請します。

② 2-ブロモプロパンの代替として、一部

メーカーはたとえば1-ブロモプロパンの販売を拡大しています。しかし、この1-ブロモプロパンについては、今回、2-ブロモプロパンにおいて問題となった生殖毒性の白黒はついておりません。貴職ら労働省としてこうした事態を承知しているのでしょうか。承知しているとしたら、1-ブロモプロパン使用実態調査などを早急に実施するなり、販売の自粛を求めるなりするべきだと考えられますが、そのような対応をすでに講じられているかどうかの事実関係ならびにこのような2-ブロモプロパン代替溶剤の問題に関する貴職のご見解を明らかにしていただきたい。

③ 今回の2-ブロモプロパン問題を契機に、来年度から化学物質の有害性調査が拡大され、これまで行ってきた「がん原性試験」に加えて来年度から新たに「生殖毒性試験」や「神経毒性試験」を実施していくこと、また、そうした調査については日本バイオアッセイ研究センターへ委託され、結果評価は「生殖毒性等の有害性調査試験結果評価等のための専門家会議」でおこなわれると聞いております。これに関連して、来年度は「硫酸コバルト」および「アクリル酸ブチル」がその対象となっているということですがこれらの物質が調査対象になった理由及びそれら2物質について被害報告が内外であるのならばその内容を明らかにしていただきたい。

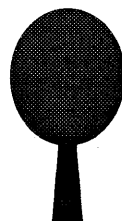
④ また、私たちはこうした調査、会議の審議の内容は公開されるべきものと考えま

すが、その点、今後どのように対応していかれるのでしょうか、貴職らの方針などを明らかにしていただきたい。

⑤ 化学物質の有害性や当該物質含有製品関連情報の労働者への提供は、化学物質氾濫の昨今、労働者のいのちと健康の保護の観点から、迅速、正確で必要十分、かつ積極的であることが求められています。しかし、上記、2-ブロモプロパン問題にみられるように現在の貴職ら労働省の担当部局の対応は、こうした時代の要請に完全にミスマッチしています。化学物質データシートだけでは不十分であることもまた明らかです。私たちとしては、今後、この種の情報提供のあり方が抜本的に改善されることを強く要望するものですが、この点に關す

る、貴職のご見解、具体的計画・方針などを明らかにしていただきたい。

以上。



## 改正労働安全衛生法 ハンドブック

1996年10月1日施行改正労働安全衛生法の完全解説  
「産業医」活動に従事する医師の現場からの提言

※B5版 64頁

共同編集/全国安全センター・労住医連

### 「産業医」制度を問い直す

天明佳臣(全国安全センター副議長・  
港町診療所長)氏ら5氏の論稿

### 改正安衛法ポイント解説

### 改正労働安全衛生法関係資料 (関係法令、通達、告示など)

※頒価 1,000円(送料込)

※会員価格 800円(送料込)

(部数がまとまればさらに割引)

お申し込みは、

関西労働者安全センターまでどうぞ

tel. 06-943-1527 fax. 06-943-1528

# 兵庫県で指曲がり症 公務災害追加申請へ



田島隆興医師

自治労が取り組んできた給食調理員の指曲がり症公災認定闘争は、1988年12月の一斉申請を皮切りに全国で164名が請求を行い、1993年10月までに71名が認定された。その後、公務外認定者の不服審査、公務上認定者のうち退職して症状固定した方の障害補償請求が行われてきている。また、この闘争をきっかけとして職場改善の取り組みも大きく前進してきた。

一方、164名の一斉申請以降新たな申請はほとんどなかったが、ここにきてあらためて追加申請に踏み切る動きが出てきた。自治労兵庫県本部の運動に医師として協力されている田島隆興医師にお話をおうかがいした。

—今回はどのような取り組みになっているのでしょうか。

(田島) 過去の申請運動で自治労兵庫県本部傘下では、20名が申請し、そのうち10名が認定されました(表1)。公務外とされた方のうち何名かが不服審査を闘っています。退

職された方は、要治療者を除き、順次、障害補償請求を行っています。

今回は、県本部の決定に基づいて昨年の7月、8月に自主健診を行いました。この健診には、兵庫医療生活協同組合神戸診療所と私のところの田島診療所が協力してあたりました。受診者は150名程度で、まだ検討中だということですが最終的に公災申請は60名程度になるのではないかと思います。ただ、申請に至らない方が指曲がり症ではないというのではなく、症状や本人の意志なども勘案してであることは言うまでもありません。

—かなり大規模のようですが、改めて追加申請に取組むことになったのは？。

(田島) これまで認定された方を含め多くの方々を神戸診療所と田島診療所で治療してきましたが、前回申請しなかった人でも症状の

表1 過去の兵庫県下の指曲がり症公務災害認定結果

	公務上	公務外	計
地公災基金神戸支部関係	5	9	14
地公災基金兵庫県支部関係(神戸市以外)	5	1	6
計	10	10	20

悪い人たちも多いこと、また、指曲がり症という職業病に対する認識が現場では当時今一つだった状況が、今日では改善されたことがあると思います。こうしたことはおそらく兵庫県に限ったことではないでしょう。

—調理員における職業病として手根管症候群に注目されているとお聞きしましたが、これはどういう病気なのでしょうか。

(田島) 手根管症候群というのはいろいろな原因でおこるとされているのですが、手をよく使う仕事、特に握る動作の多い仕事の方におこりやすい病気です。給食調理作業はその種の典型的な仕事です。手をよく使う仕事をしていると、手関節のところの神経が通っている手根管という「管(くだ)」が、じん帯などの周りの組織が厚くなって圧迫されるようになり、その結果、手根管内の神経が圧迫されて小指以外の指の感覚が麻痺してくるようになるものです。親指の付け根の筋肉(母指球筋)がやせてくるのが特徴です。重い場合は手術が必要です。

この手根管症候群が今回の受診者中の要精検者の10%にみられており改めて重要な問題だと考えています。

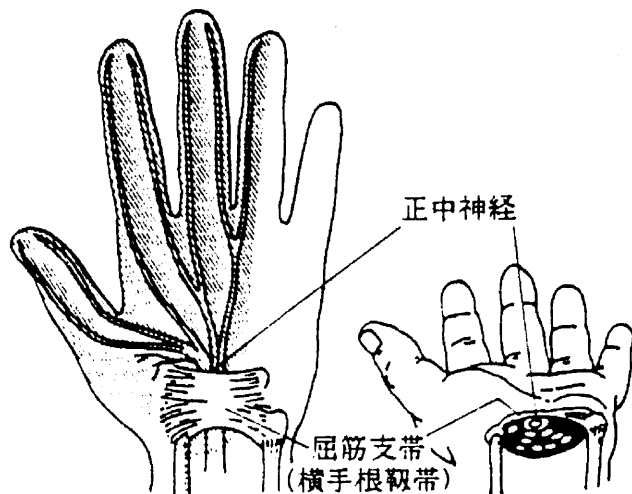
—労災として認定された例はあるのでしょうか。

(田島) 私の患者では4名申請して、十三駅の阪急そばの労働者が1名認められただけです。他の3名も仕事との関係は明らかなのですが、認定当局が勝手に認定基準を作って認定を拒否して

いるのです。

こうした外傷でない非災害性の疾患の場合、常に「過重性」があったかなかったが問題にされますが、頸肩腕障害にしろ腰痛にしろ、過重性の認定基準には何の根拠もありません。しかも災害性の外傷の場合は、過重性があったかなかったか、その人が機敏であったかなかったか、体力があったかなかったかなどはまったく問題にされないのですから、取り扱い方にあまりにも差があります。非災害性の疾患の場合、労働との関連が一般的に認められるのならば、他の原因が明らかでない限り認定するべきです。

指曲がり症についてもこの点はまったく同じです。指曲がり症や手根管症候群の認定問題は決してその病気だけの問題ではないのです。



(南江堂:「ポケット整形外科ハンドブック」より)

# 市民に役立つ情報公開（上）

岡本隆吉（知る権利ネットワーク関西）

過日おこなった学習会の記録を以下に掲載します。第2回は1月29日、岸本佳浩弁護士を講師に「情報公開法案を検証する」と題して行います。（ご案内は18頁）

ふるってご参加下さい。

## ◆はじめに

「知る権利ネットワーク関西」という市民運動団体の事務局長の岡本でございます。情報公開といえますと非常に堅い話になりがちですけれども、やってみると結構おもしろいものです。そのおもしろい部分をみなさん方につかんでいただいて、また活用していただけたら、と思っております。

## ◆斎藤病院ニセ医者事件

実はわたしは情報公開を初めからやっていたわけではなく、子供を医療事故で亡くしたのがきっかけでした。医療事故というか救急病院に運び込まれて、やっと助かるなど思っていたところ、その救急病院が実は金儲けのために救急指定を受け、ニセ医者までつくって、むちゃくちゃな医療をやっていたのです。1年半くらいの間で57名の人が亡くなり、その中で子供が十何人亡くなっています。しかも亡くなったうちの非常に多くの子供が腸が重なり合っていて、その手術をする

のにろくな医者もいないのにお腹を切り開かれて亡くなったんです。今からかなり前のことで大阪で起きた「斎藤病院ニセ医者事件」です。

## ◆千里救急救命センター

それ以来、わたしは医療問題にずっと取り組んできました。特に救急の医療実態を良くしていきたいと考えました。今みなさん方の地域を振り返ってもらくと、休日夜間の診療所体制というのが各ブロックごとにあります。大阪市内でも各行政区に休日夜間の診療所があって、センターが西区にあります。大阪市立の病院はそれぞれが救急を受け入れるような形で努力してきて、大きな病院では府立病院が第3次救急医療をやっています。

阪急の南千里駅のすぐ裏に千里救急救命センターというのがあるんですけども、第3次救急救命センターとして発足しています。でたらめな救急体制を告発して、自治体の労働組合である自治労の人たちがその市民運動と一体となって、救急体制を充実していこうという、大阪で初めてではなかったかと思うんですが、34万人近くの署名を集めて「条例制定運動」をやりました。そうした運動のおかげで、休日夜間の診療所や、現在ある救命救急センター体制というのができました。



### ◆選ぶことができない医療サービス

そういう運動をやりながらずっと考えてきたのが、医療における事故情報というか、さらには病院を選ぶ権利のことで、品物を買う場合は、例えばりんご1つにしても、どっちの店が安い、新鮮かという判断をして、値段もちゃんとわかってから買うんですが、医療の場合は一切こちら側に選ぶ権利がないという、選ぶための情報が与えられていません。ここの病院はきれいだ、最新鋭の設備を持っているなどと思って行くと、例えば、所沢における産婦人科病院事件のようなことがある。産婦人科で近代設備を持って、超一流の大学の教授たちが顧問で名前を連ねている。そこにみんな行って、取る必要のない子宮や卵巣を取られて大変な被害が起きたわけです。実際にその病院に法律上必要な人数の医者がいるのか、看護婦さんがちゃんとしているのか、スタッフがいるのかという情報ですら我々がちゃんと知る余地がなく、外見を見て選択するしかありません。

この前わたしは淀川の某救急病院に行っただけですけども、どういう薬を処方しておりますという薬の名前を全部書いて、効用を書いたものを一緒にくれました。当時はそういうこともほとんどなかった。だから何の薬を飲まされているかというのもわからない状態ですね。その某救急病院はまだ進んでいるほうで、今ですらほとんど薬の名前を言わないで、これは熱さましだという形でしか説明なく渡されます。

### ◆レセプト（診療報酬明細書）開示

医療の現場では、自分が受ける治療でありながら、その治療方針もきちんとした説明がほとんどないままに治療を受けざるを得ない。一旦、治療を受けだすと変わりようがない。ですからそういうことを常に考えておきまして、それがきっかけで大阪府に情報公開条例ができた時に、条例を使って、なんとかカルテやレセプトが開示されるような内容にしてほしいという申し入れをしたんですね。今からちょうど10年前に大阪府の情報公開条例ができましたが、カルテ、レセプトなどについてもまったく情報公開の対象外でした。

ところが、つい最近、神戸で情報公開で自分の受けた医療のレセプト＝診療報酬明細書が医療機関から公開されました。レセプトとは、この人にはこういう薬を処方したという、薬だとか、保険のお金を支払基金からもらうための点数を書いて、どういう治療で何点使ったかという、診療報酬明細書のことで、そのレセプトを情報公開条例では、個人の内容が書かれている情報だから、公開の対象外にしていたんです。

ところが神戸で裁判を起こした人が、この前大阪高裁で判決をもらって「本人が請求するんだから、非公開にしなければならないという理由は成り立たない」。つまり本人が公開してくださいということで請求する。にもかかわらず非開示の項目では、個人の情報が知られたら個人のプライバシーが侵害されるからということで、公開の対象外にしているんですけども、それは本人が請求している場合は成り立たないんだということで、開示

## 大阪市

96. 4. 23

# カルテを全面開示

製製する製製

## ぜんそくの患者にあす情報条例請求受け

大阪市立総合医療センター(都島区)で治療を受けた患者が大阪市個人情報保護条例に基づき、カルテ(診察録)の開示を請求。市が開示を認める決定を通知していたことが23日分かった。条例に基づくカルテの開示は近畿で初めて。24日に開示される。同市は、この請求をきっかけに市立医療機関でのカルテ開示の取り扱いは標準化を策定する方針で、近く検討会を発足し、原則開示の方向に動く。

開示請求したのは、今月(勝村久司事務局長)のメ  
開示した「医療情報の公開  
・開示を求める市民の会」  
社員岡本隆吉さん(52)。

岡本さんは、一昨年から  
昨年に向け、同センターの  
外来で数回ぜんそくの治療  
請求した。

決定通知書など  
と、開示は同センタ  
目次に実施。対象と  
は、呼吸器内科での  
容がわかるカルテ全  
主治医が説明しなが  
開示するという。  
大阪市個人情報保

したんです。そういう決定を下した。決定を下したら、レセプトは「患者のためには開示するものではない」と言っていた厚生省もこれを改めるという見解を出しました。11月22日に大阪の人たちが厚生省に、レセプト開示の厚生省の見解をきちんと出版物に載せる、そのための文章、文言をどういう形で載せるか打ち合わせに行くんですが、急速にだだだだどと開示されていきました。

京都では開示されなかったので異議申し立てという手続をして争っていたんですが、それも開示するのですぐ取り下げてほしいというふうになりました。したがって何が言いたいかというと、今まで公開されなかった医療の分野でも、情報公開という時代がどんどん進んでくると、それに対応せざるを得ないような状態というのが生まれてきているわけです。

大阪府で10年間カルテが開示されなかったけれども、大阪市が昨年の10月に「個人情報保護条例」というものをつくって、それに基づいて、わたしが大阪市の病院に喘息で治療に行っていたものですからカルテの全面開示を求めたところ、すっと出てきたんです。わたしは第1号だと思ってたんですが、これが大阪府下で第2号らしいです。ちょっと前に、豊中のほうでカルテが開示されてたんですね。従って第2号、大阪市では第1号のカルテの開示です。開示が行われて、さらにレセプトが開示される。自分の情報がどんどん開示されてきております。大阪府が情報公開条例をつくってから、こういう形でずっと医療の情報公開というものをわたしは求めてきました。

### ◆「知る権利ネットワーク関西」

ところが情報公開というのは、なかなか一般の人は使いません。使う時は本当に困ったときに使う。そしてその時請求するのは、どっちかという行政側にとってなかなか出しにくい情報なものであるから非公開にする。非公開にすると異議申し立てをして争い、なおかつそこで公開されなければ裁判にするという形になって、結局、裁判までして情報公開の手続なんかするよりも、それならやめておこうかという形になってしまう。

ところが請求してみると、非常におもしろい情報がどんどん出てきます。今日はそうい

うところをぜひみなさんにお話をし、情報公開をしていくためのコツだとか、ノウハウを少し伝えることができたかなと思っております。「知る権利ネットワーク関西」という運動体の事務局をずっとやっておりますが、「知る権利ネットワーク関西」というのは、ダムの建設に反対した人たち、大阪の市民オンブズマンの人たち、堺で政治倫理規制条例をつくり政治資金の収支報告書を公開させる運動をずっとやってきた野村さんという主婦の方だとかいろいろな団体が来ています。つまり、情報公開という一点で集まっておられる団体です。情報公開は初めての人たちがきて「こういう情報が出ない」といった時に、そのいろいろな分野で情報公開の運動をやっている人たちがいろいろと知恵を働かせて情報公開を実現させていく、そういうことをやっています。

#### ◆尼崎市の不正支出事件

例えばご記憶があるかと思いますが、尼崎市で議会の不正支出があつて、尼崎の市民が議員の交際費だとか、調査費なんかの使用実態を明らかにしようと思って情報公開の請求をしたのですが、一切受け付けなかった。そこで、我々が「情報公開請求体験ツアー」ということを訴えて、尼崎に行っているいろいろと議論をして、結局受付させました。

尼崎市の場合は、当時議会が対象になっていないので、議会の情報は一切出さないと言っていました。しかし、実はお金の問題は、議会が情報公開の対象機関になっている、なっていないは関係ないんです。行政からお金が出ているわけですから。行政が全部金を

握っていて、それを議会用のお金と、行政用のお金に分けて、議会用のは議会事務局から申請があつた時にお金を支出しているということですから、最終的には市長なり、あるいは助役といった人たち、あるいは会計部長という人たちが責任を持っているわけです。だから「議会の情報はいりません。行政のお金を出した原本、帳簿を見せていただいたらいいんです」という請求の仕方をして、じわりじわり攻めていくということで、議会が対象になっていなくても、ある程度の情報をとることができるんです。

そういう各地の困った時のお助けマンみたいな形で、「情報公開請求体験ツアー」という名称で我々が押しかけて行って、その地域の行政と話を進めて、情報公開に役立たせるということをやってきました。私どもが「知る権利ネットワーク関西」という会を作った当初は、あまり情報公開を専門に行う運動体というのは少なかったのですが、今は各分野でいろいろな団体ができています。教育情報を求める市民運動は関西に3つも4つもできて、それらが集まって「教育情報の公開を進める会」だとか、議会を監視する市民団体は議会専門に情報公開を進めている、というような形になっています。

情報ということを考えた時に、私達が日常生活の中で必要とする情報というのは、実は、結構行政が持っています。情報公開を考える時の、キーワードの一つは「行政は一体何をしようとしているのか」ということです。行政の中身を知る必要があるのではないかと。つまり行政というのは法律や条例で動いているわけで、その法律や条例の中身を知る

こと、たくさんある法律や条例、いろいろな規則、運用基準を知る事です。

そういうのを見て「こんな調査をやってるんだったら、この資料を請求してみよう」とか、「これからこういうことをやろうとしているのか。それならこれをもらおう」というのが結構あります。ですからそういうものを知って、今行政が何をしようとしているのかということをやまずつかむことが、非常に大事ではないでしょうか。

### ◆エイズ被害事件

資料1はエイズの関係です。エイズの被害については、わたしのほうが「第4ルート」と呼ばれる部類に、かなり多くの被害が存在しているというのをつかんで、厚生省にもそのへんのことを含めていろいろ問題提起をして、話を進めてきたわけですが、実際に調査し始めたのが、実は今年の年明けくらいからです。

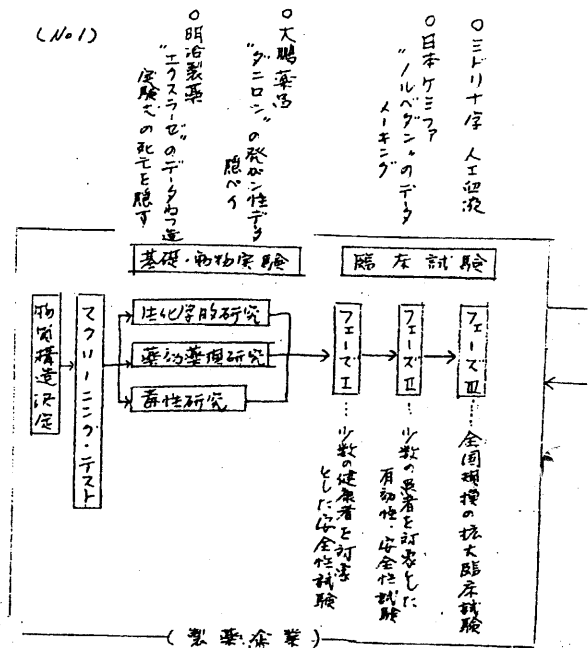
どんな調査をしているかというのを、厚生省が各県に調査の依頼を出しているわけです。厚生省の第何号というタイトルが上に載っていますよね。こういうのは全部厚生省から通達が下りてきます。これに基づいて行政は、第4ルートで利用した血液製剤による被害の実態を調査しようとしている、というのがこれでわかるんです。

国がこういう医療機関を調査してほしいということで指示しているわけで、この時にわたしは病院名を明らかにするように求めたのですが、それは拒否されたんですね。医療機関名は非公開になりました。ところが、今年(1996年)の5月30日に朝日新聞は「新生児

75人に投与している」と報道しました。これはおそらく、医療機関名をマスコミが何らかの形でキャッチしたんだと思います。そして集中的にそこを調べて、こういうのが出た。我々には明らかにされなかったけれども、マスコミはこういう形でキャッチして、1つのある医療機関を集中的に調査したのではないかなと思います。

### ◆三国の再開発-区画整理をめぐって

資料2は、都市計画の手続のフロー図です。わたしの住んでいる新大阪の近くの阪急



新薬製造承認の現状と現状

1985. 1 (K)

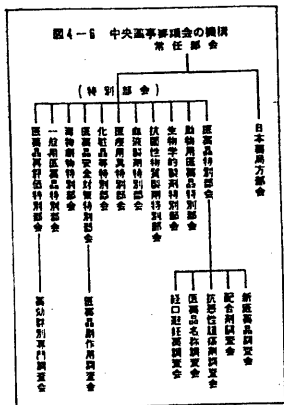
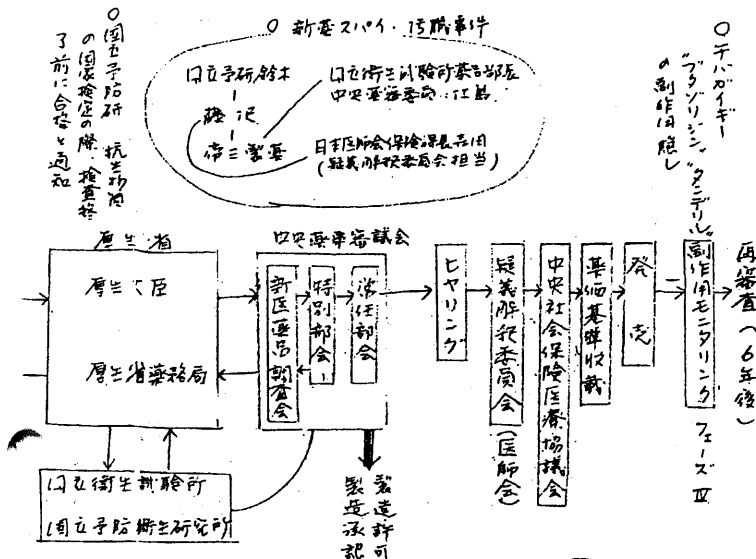
三国駅の周辺が今、区画整理の最中で、新たに区画整理されようとした人たちが、情報公開の資料をどんどん公開させて、それを武器にして運動をして、区画整理の事業決定をされる寸前につぶしてしまったという経緯があり、そのとき情報公開での資料請求が非常に役に立ちました。これはその時に大阪市から公開してもらったフロー図です。このフロー図があれば、どの段階でどんな文書が存在するかわかるわけです。

だから、ずっと後追いです。請求していくと、流れがわかってくる。そして、そのなか

ら、これはちょっとおかしいな、この計画とというのはくさいなというのが、手に取るようにわかるんです。本当は区画整理というのは、市民の側から要求があって、それに基づいて行政が了解をとりながら進めて行くべきことですが、往々にしてそうではなくて、市民をうまくごまかして、行政側の思惑通りにやっていた。そしてその中に、言ってみれば土地転がしのように、不動産業が委員の中に入ってきてみたり、いろいろなものが横から入ってきてみながら、その計画が進行しているというのが、資料を請求して見ていくとわかっていきます。あるいは地元の一部の市議員が、非常に大きな働きをして進めていっているというのがわかるわけです。そういう中から、何をしようとしているかというのをつかんでいくと、運動をしていく上で、市民生活を営む上で、あるいは、住環境を守る上で役に立ちます。

### ◆新薬の認可

次のキーワードは「行政が何をしたか」ということで、資料3と資料4を用意しました。これは医療の関係なんです。みなさんは初めて目を通す資料だと思います。実は日本では薬が認可されるまでには、この資料3のような経過をたどっています。もちろん、血液製剤なども「しかり」です。1番上の丸印をして縦に書いているのは、この



資料3

段階で事件が起きたというのをずっと挙げたもので、マスコミで大きく取り上げられた事件を書いています。

例えば真ん中のほうに「ミドリ十字 人工血液」というのがありますが、これはフェーズⅢ、全国規模の拡大臨床試験をする時にそのデータを捏造して、人工血液の承認をとろうとしていたのが途中でわかったものです。この図は我々が独自につくったんですが、こういう形でそれぞれの段階で資料を見ていくと、いかにごまかしがあるかというのがわかるわけです。

この資料4というのは、医薬品の製造承認申請の時に添付しなければならない資料です。この添付資料の一覧表を見ながら資料をつくって、製造承認の手続をするんです。さらに製造許可承認がどういう形でとられるかということ、資料3の下側に書いているような、各部会に審議が回って許可されるわけです。これらから医薬品の製造過程における企業のごまかしなどが全部わかってくるわけですが、これはなかなか公開されません。現在、審議段階の各調査会、部会の議事録とかそこに出された資料は、承認されたあとも公開されない。ただ企業がどのような文献を添付したかという、その文献のリストくらいは明らかにするようになったんです。本当は、こういうものが全部出ないとわからないんです。

#### ◆菅厚生大臣が情報を公開

ところが、エイズの関係では菅直人さんが決断して、全部出ています。そのひとつが資料7です。1983年、エイズが日本で初めてわかった年です。7月に行われた第2回目の研

究会の時の資料です。原本をそのままコピーしています。上から5行目くらいに「問題点」というのがあります。

「エイズは、血友病の第Ⅷ因子製剤により感染することが疑われており、安全な製剤の確保が必要と考えられる」

その下に、

「現在、同製剤の輸出国たる米国において、エイズの感染のリスクを低下させることに成功したとされる製品が承認されており、各国にすでに輸出している」

ところがこれを輸入すると、

「この要請は患者発生が報告されると急速に高まり、感情的なレベルにまで高まる可能性がある」

ということまで心配して、なおかつ右側には薬務局としての研究会での対応ということで、ここに書いているのは、

「米国よりの非加熱処理の製品の一律輸入禁止は行わない」

3番目に「加熱処理製品については、速やかに薬事審議会での処理を行う」。つまりこの1983年の段階で、加熱処理製品をアメリカから輸入していこうと、薬事審議会ですぐに決めていこうということが、こういう形ではっきりわかっているわけです。ところが、厚生省は知らなかったと言っていたんです。この文書は一番最初に公開された「郡司ファイル」にあります。

医薬品の製造承認申請の添付資料というのは、少なくとも認可されたあとでは全部公開されるということにならないと、本当の意味での厚生省の認可の内容が公平に、適正にその薬務事業行政が行われているというのが保

証できないというのが明らかです。これらの情報を見ると何をしようとしているか、何をしたかというのがわかるわけです。

### ◆エイズの拠点病院公開

「行政の結果はどうであったか」という点に関してが資料5です。これはわたしが請求した内容に基づいて、大阪府が公開したものです。エイズの拠点病院は、最初大阪府では非公開ということになっていました。新聞報

道では、公表は6県18病院。下の欄のところに大阪がありまして、この時点ではまだ公開していません。

そこでわたしは、これはエイズの患者さんの要請もあって、エイズの拠点病院の所在地、名称がわかる資料を公開しろと請求しました。この時には、府から期間延長の要請がありましたが、大阪府も、引き続いて福井県も公表になりました。大阪府のような大きなところが公表するとだだっとならば公表していくという傾向にあります。

情報公開を使うと、行政が何をしようとしているか、そしてどうであったかというのが、ある程度わかるのではないかと。1つの事例でずっと追っていないので、少し理解しにくいところもあったかと思いますが、情報公開というのは、そういう形で行政が何をしようとしているか、何をしたか、結果はどうであったかということを知る上で、非常に役に立つわけです。

### 【次号につづく】

(以上の内容は事務局の責任で編集しました。)

### 資料7の一部

AIDSに関する血液製剤の取扱について	
7月18日(火)に第5回 AIDS 研究会が予定されている。会議に臨むにあたって、血液製剤の取扱に関する問題点とその対応について、以下の如く整理した。	
〔問題点〕	
AIDS は、血液病 VIII 因子製剤により感染することが疑われており、安全な製剤の確保が重要と考えられる。	
現在、用製剤の輸出国である米国において、AIDS の感染のリスクを低下させることに成功したとされる製剤が承認されており、各国に既に輸入している。	
我が国でも血液病患者等より同製剤を輸入すべしとの声が高まると考えられる。	
この要請は、患者発生が報告されると急速に高まり、感情的な圧力まで高まる可能性がある。	
しかしながら、薬事法上の手続としては、可及的速やかに処理しても本年11月頃には完了する。起法規的措置による承認は以下の3点の理由から却下される。	
① 薬事承認行政に特例扱いの前例を欠いてしまうことになり、丸山724への著傷にも影響を与える。	
② 当該製剤は、血液病治療上の安全性、有効性については疑問の点があり、冷静的科学的判断を行う必要がある。	

# 前線から

## 原告不在をいいことに 言いたい放題

### フィリピン人労働者のプレス災害 **東南**

フィリピン人女性労働者Mさんが、93年7月、大阪市内の零細プレス工場で作業中に、右手4指を切断した事故について、損害賠償請求訴訟の法廷が12月26日に大阪地裁で開かれた。

被告のプレス工場経営者は、Mさんが事故にあった

プレス機械は、安全点検を充分に行っていたもので、装置に不備はなく、事故発生原因はMさんが指示に従わず、椅子にすわって作業をし、通常と異なった動作をしたことによると主張している。この日の法廷では、被告側が事故の発生し

たプレス機の写真、点検表を提出。次回には原告のMさん側の主張を行うことになる。

Mさんは、すでに裁判所に提出している陳述書で、誤った操作を行ったことなど自身の過失のないことを主張しているが、滞在資格がないことから提訴後フィリピンに帰国している。どういう状況であれ、被告側の過失は明らかだが、今後の裁判では、事実関係の解明にどの程度踏み込むのが注目されるどころ。

## 労災補償の官民格差で 研究会

### 連合大阪労働安全衛生対策会議 **大阪**

12月19日、連合大阪労働安全衛生対策会議は、第3回労災補償研究会を開催、「労災補償の官民格差」について検討した。

同研究会は、大阪労働基準局管内で年間に百件を超える労災保険審査決定や労災保険審査会の再審査裁決をもとに、事例検討を進めつつ現行労災補償制度の問

題点を洗いなおそうとするもの。これまでに扱ったテーマは、脳・心臓疾患の認定基準と業務上外、通勤災害の認定で、毎回連合大阪の各単産から約30名の参加があった。

今回の研究会では、公務災害の補償制度と民間の労災保険の補償制度の請求手続き上の違い、補償内容の

違いについて、関西労働者安全センターから西野が報告。特に、手続きの違いによる時効の取り扱いの差、国家公務員災害補償では審査請求の期限がないことなど、見逃しがちな制度上の差について報告した。また、地方自治体の非常勤職員の労災保険や条例適用など、現行法制の問題点についても報告した。

次回の研究会は、労働者性の有無をめぐる話題を予定している。



# 調査不十分の業務外決定を是正

## 近 畿

Aさんは製造業のB社に勤務していたところ、作業中に急性腰痛症を発症し動きがとれなくなったので、病院に運ばれ入院した。当然、労災で治療してくれるものと思っていたところ、会社の担当者が来て病院に対して「これは労災ではないので」と申し立てたため健康保険による治療を強いられることになった。

納得のいかないAさんは自分で労災保険の休業補償をC労働基準監督署に対して行った。約3ヶ月後C労基署は業務外決定を文書通知してきた。驚いたAさんはC労基署に対し業務外決定の理由の説明を求めに行ったところ「発症時に重量1kgのものしか持っていないし、いつもと同じ作業をしていたので労災にはならない」との説明を労基署の担当者から受けた。いままでも一度も労基署から事情聴取をされたこともなかったAさんは怒りと不信の

中、知り合いとともに安全センターに相談に訪れた。

本人の聴取もされずに「業務外決定」を受けるというのはあまりに不自然なため、事務局では改めてC労基署に事情説明を受けに同道することにした。

担当者不在の中、労災課長が説明してくれたのであるが、やはり、本人の事情聴取が全く行われていないことは本当だった。会社側から提出された「災害状況報告書」と主治医との面談記録が主な調査資料としてあがっており、担当者の調査復命書と合わせても、全調査資料の厚さは横から見るとほんの少しだった。

労基署に対しては調査のずさんさについて抗議するとともに再調査を要請した。労基署側もその点を確認、「通常の調査」を改めて行うことになった。

この中で、被災当日は大雪の日で夜勤中の未明に転倒事故を起こしていたこ

と、会社側が「1 kg」と申し立てていた物体が実は10 kgもあったことなど新たな事実と会社側のウソが明らかになり、これらの事実に基づいて労基署は医師意見書を収集し、改めて業務上認定が行われるに至った。

いたずらに「審査請求でやって下さい」と開き直らないで調査をし直し、間違った判断を是正した労基署の対応は十分に評価できる。ただし、会社側が虚偽の申し立てをするなど非常に悪質であり、今後、Aさんに対するいやがらせを続ける可能性が大いにあり、その面での労基署の適切な対応が重要になるだろう。労働者側としては、こうしたこともあり得るので常に用心が必要だ。おかしいことはおかしいとあきらめないで声を上げることの大切さを示した事件だった。

# 「派遣」元・先に損賠要求

## 全港湾建設支部西成分会

大阪

大阪のよく知られた「派遣」業者である富士工業の系列会社である堺市の富士管財に雇用され、京都市伏見区の三輪鋳工に派遣されていた日系ブラジル人のMさんは95年10月に右腕を骨折する重傷を負った。事故は、工場内でベルトコンベアの修理作業を派遣先社員と2名で行っていたとき、Mさんが点検中にもかかわらず社員が急にベルトを起

動したために腕を巻き込まれたために起こったものであった。富士工業は下請ということであったが、当時、その会社には富士工業の人間は他におらずMさんは単独で就労していた。

3回の手術、入院を繰り返しながら休業治療が続けてきたが、昨年9月に症状固定となり、障害等級10級と認定された。しかし、本人に何も責任がなく、会社

の責任が明らかであるにもかかわらず、事故後、富士工業や三輪鋳工からは労災保険以外は一切の補償がないため、安全センターに相談にこられたもの。相談の結果、組合に加入し、労災に関する損害賠償を両社に要求することになり、12月20日、堺の富士管財を訪れ要求書を手渡した。会社側は1月末をめどに回答をまとめるとしており、近日中に交渉がもたれる予定となっている。

## 情報公開法問題連続学習会のご案内

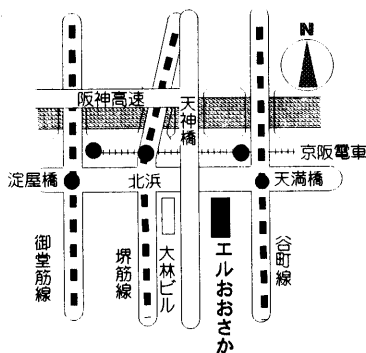
### 第2回 情報公開法案を検証する

1月29日(水) 午後6:00

岸本佳浩さん(大阪HIV訴訟弁護団)

エルおおさか(大阪府立労働センター)708号室

(資料代700円)



主催

環境監視研究所 (TEL. 06-574-8002)

関西労働者安全センター (TEL. 06-943-1527)

# 12月の新聞記事から

12/1 カナダ政府の内閣議事録等の業害エイズ内部資料の公表が国家機密法の壁で微妙に。

12/2 〇157による食中毒事件で日本かいわれ協会と業者19社が国を相手取り総額4億4千万円の損害賠償を求め東京地裁に提訴。

岡山県備前市の山陽道で近畿輸送倉庫のクレーンが横転炎上、運転手全身ヤケ。

12/10 トレーダ運転中に脳出血で死亡した帯広市の斉藤宏二さんの遺族が労災認定を求めた裁判で釧路地裁は継続的な過重業務があったとして帯広労基署の不支給処分を取り消した。

12/5 24時間勤務中の仮眠時間が労働時間に当たるかどうかでビル管理会社と労働者が争った裁判で、東京高裁は労働時間とする一審判決を支持。

12/6 長野県小谷村で災害復旧の堤防工事現場で、大規模な土石流が発生、災害復旧作業中の12名が死亡、1名不明。

来年度からの週法廷労働時間40時間制への全面移行問題で中央労働基準審議会はスタートから2年間の「行政指導期間」を設け、違反を立件しないで行政指導することを柱とした「特別措置について」の報告書をまとめた。

埼玉県東の工員が労災にあい業務外決定を受け裁判で業務上と認められたものの、判決後の請求分が時効ととされ、またしても裁判に訴えていた事件で、労働省は東京高裁の勧告を受け16年ぶりに休業補償の支払いに応じた。(詳細は本誌前号)

NTTのJIC1-9番号案内業務に従事していたNTT静岡情報案内センター勤務の2名の労働者の頸肩腕障害を浜松労基署が労災認定。

12/9 米国・ニューヨークの連邦地裁陪審は事務職の3名の女性がパソコン操作で腕や手首の病気になったはキーボードのデザインのせいだとして、製造会社のデジ外・クイップ社に600万ドルの支払いを命じる評決。原告のひとり手根管症候群。被告会社は控訴を声明。これまでの同種の2件の訴訟では原告側が敗訴している。

12/13 山梨県大月市の葛野川ダム工事現場で斜面のり面で崩落防止用金網敷設作業中に斜面が崩落、イビテン工業の作業員2名死亡。

豊中市ツバキ人材センターの男性会員が派遣先の豊中市の体育館で警備業務中に天井から転落死した事件について労働保険審査会が逆転業務上採決(詳細は本誌前号)

12/17 山口県豊北町沖日本海上空330機の航空自衛隊の輸送機から乗員が落下、行方不明。

厚生省はHIVに汚染された非加熱血液製

剤を投与した可能性のある2301の医療機関名を公表。

労働省の婦人少年問題審議会は、採用・昇進等の差別禁止を禁止規定とするなどの男女雇用機会均等法の部分的改正と労働基準法の女子保護規定の撤廃をもとめる最終報告を労働大臣に建議。

12/20 20名が犠牲になった2月の北海道・豊浜トンネル崩落事故で7遺族16名が、国のトンネル設置や管理に誤りとして、国家賠償法に基づき国に賠償を求め札幌地裁に提訴。

12/24 敦賀原発で格納容器内の化学体積制御系配管から一次冷却水蒸気が漏出する事故。

中央職業安定審議会は民間の有料職業紹介事業の対象職種を原則自由化し特にクハカ一分野を解禁すべきだとする提言を労働大臣に提出。労働省は4月から実施の方針。

12/22 秋田港でタンカー第二金洋丸に落雷、船首付近のタンク爆発、1名不明。

静岡県ヤマハ豊岡工場(半導体製造)でガスボンベ爆発、1名即死。

12/25 川崎市内のぜんそくなどの公害病患者と遺族401人が大気汚染による健康被害を受けたとして国、首都高速道路公団と東京電力など14企業を相手に汚染物質の排出差止めと損害賠償を求めた川崎公害訴訟で原告住民と被告企業との和解が14年ぶりに成立。原告側への謝罪と解決金31億円の支払いで合意。

日鉄鉱業で働きじん肺にかかった人たちが総額3億4980万円の損害賠償を求め中崎地裁に提訴。

国立奈良病院で医師看護婦計9名が肺結核に院内感染、発症していることが判明。

12/26 韓国で労働法と国家安全企画部法の改悪が与党単独強行可決。

倉敷市水島コンビナート周辺の公害病認定患者・遺族183人が川崎製鉄などの立地企業を相手に大気汚染物質の排出差止めと損害賠償を求めた裁判で、企業の謝罪と13億9200万円の解決金で和解成立。これで4大大気汚染訴訟(千葉川鉄、西淀川、川崎、倉敷)の対企業訴訟が全て終結。

12/27 福井市内の藤田記念病院に勤務していた准看護婦吉田順子さん(当時22才)が急死し両親が病院を相手取って6670万円の損害賠償を求め裁判で和解成立。

香川県豊島の産廃問題で、高松地裁は産廃の撤去と慰謝料1085万円の支払いを産廃業者「豊島総合観光開発」とその実質的経営者に命じる判決。

腰痛予防に腰痛予防ベルト

# 楽腰帯らくようたい

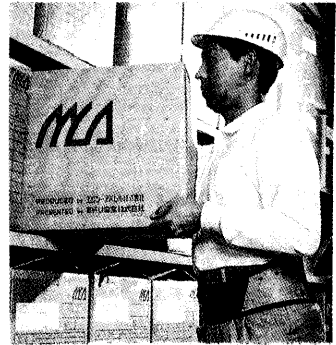
男性用・女性用レギュラータイプ及び

女性用インナータイプ(リリース)

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果

③運動性と快適性



レギュラー	男	黒・白	サイズ	S	M	L	LL	3L	ミドリ安全(株)製 宇土博医師考案
			ウエスト	72-80センチ	80-88	88-96	96-104	104-112	
インナー	女	黒・白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88		
			ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	

(頒価) 5,700円(送料別) ■タイプ、色、サイズを指定してご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL. 06-943-4527 FAX. 06-943-1528

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

# 国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259